

こどもまんなか
こども家庭庁

「こどもまんなか実行計画2026」の策定について

目次

1. 「こどもまんなか実行計画2026」の策定について（概要） …… 3
2. 「こどもまんなか実行計画2025」の第1章について …… 8
(p.12～36は第18、19回基本政策部会に提出したフォローアップ資料)
3. 「こどもまんなか実行計画2026」の策定に向けて …… 37

「こどもまんなか実行計画2026」の策定について（概要）

概要(こども大綱より)

第3 施策の推進体制等

(1)国における推進体制

(こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し)

こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。

こども大綱とこどもまんなか実行計画の関係

こども大綱

- ・こども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定めるもの
- ・おおむね5年後を目途に見直し
- ・閣議決定

具体化

こどもまんなか実行計画

- ・こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を取りまとめるもの
- ・毎年改定
- ・こども政策推進会議決定

※ こども未来戦略では、「こども大綱」の下で「加速化プラン」を含む具体的な施策のPDCAを推進していく。」とされており、加速化プランに盛り込まれた施策を含めて、こどもまんなか実行計画によりPDCAを回していく。

「こどもまんなか実行計画2026」の策定について(案)

第7回こども家庭審議会
令和8年1月22日(木)資料2
※一部時点更新

○基本政策部会では、こども大綱及びこどもまんなか実行計画に掲げられた**施策の進捗状況や数値目標を含めた指標の動きを確認しながら「こどもまんなか実行計画2026」の策定に向け調査審議。並行して各分科会・部会においても必要に応じ調査審議。**その後、政府において6月頃を目途に実行計画を改定。

2026年 1月22日

2月20日

3月~4月頃

5月頃

6月頃

こども家庭審議会
(総会)

基本政策部会
第19回

基本政策部会
第20回

基本政策部会
第21回

こども政策推進会議

- 「実行計画2025」の検証・評価(2回目)
- 「実行計画2026」素案にかかる審議

- 「実行計画2026」の骨子案にかかる審議

- 「実行計画2026」の本文案にかかる審議

- こども政策推進会議「実行計画2026」決定

各分科会・部会においても、必要に応じ
実行計画2026に係る審議を行い提言等を提出
(※審議の際には、「EBPMシート」を活用)

こどもまんなか実行計画の在り方について

- こどもまんなか実行計画2026の策定に向け、引き続きこども家庭審議会でEBPMシート等を活用し、こども施策の検証・評価を行う。基本政策部会では、こどもまんなか実行計画2025の第1章の3つの柱に沿って、施策単位の縦割りではなく、分野横断的に検証・評価を行うこととする。
- こどもまんなか実行計画2026では、政府全体として特に重点的に取り組むこども施策についてとりまとめていく予定。



こどもまんなか
実行計画2025策定
(令和7年6月)

各省庁において、
こどもまんなか
実行計画に基づ
き、こども施策
を着実に実施、
推進。

- ・ 実行計画2025の検証・評価
⇒ 第1章の3つの柱に沿って、分野横断的に
検証・評価を行う。
(1) 困難に直面するこども・若者への支援
(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い
育ちの環境の提供と少子化対策の推進
(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくり
の更なる推進
- ・ EBPMシートによる事業単位の検証・評価

・ 今後、特に重点的に
取り組む施策を中心
に、実行計画2026策
定に向けて、審議会
で議論し、意見を反
映する。

Plan

Do

Check

Action

<こども大綱(抜粋)>

(こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し)
こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。

<基本政策部会の今後のスケジュール(予定)>

- ・ 【11月】検証・評価①
⇒ 「実行計画2025」第1章のFU
- ・ 【2月下旬】検証・評価②、実行計画素案
⇒ 「実行計画2025」第1章のFU、「実行計画2026」素案の審議
- ・ 【4月以降】実行計画2026策定に向けた議論
⇒ 「実行計画2026」の本文案にかかる審議

今後、「こどもまんなか実行計画」では「こども版骨太の方針」としてのより実効的な意味を持たせていくため、これまで当該年度における約400のこども施策を網羅的に記述したもものから、政府全体として特に重点的に取り組むべきこども政策の重点施策を示すものに方針転換する。

こどもまんなか実行計画2025

第1章 「こどもまんなか実行計画2025」のポイントと目指す方向性

- 1 「こどもまんなか実行計画」について
- 2 「こどもまんなか実行計画2024」からの1年間
- 3 「こどもまんなか実行計画2025」の「目指す方向性について」
 - (1) 困難に直面するこども・若者への支援
 - (2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
 - (3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

第2章 こども施策に関する重要事項

- 1 ライフステージを通じた重要事項
 - (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
 - (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - (4) こどもの貧困対策
 - (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
 - (8) こどもの悩みを受け止める環境づくり等の促進

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで (2) 学童期・思春期 (3) 青年期

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する負担軽減 (2) 地域子育て支援等
- (3) 共働き・共育での推進等 (4) ひとり親家庭への支援

第3章 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進 等

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- (1) EBPM (2) 人材の確保・育成・支援
- (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化 等

3 施策の推進体制等

- (1) 国における推進体制 (2) 数値目標と指標の設定 等

こどもまんなか実行計画2026

第1章 「こどもまんなか実行計画2026」のポイントと目指す方向性

内容を一層充実 (こども政策の重点施策)

※令和8年度に実施予定の施策を網羅的に記載したのではなく、令和9年度概算要求に向けてこども施策の重点を示すような計画にしていこう

※工程表は廃止、指標は引き続き作成

第2章 こども施策に関する重要事項

第3章 こども施策を推進するために必要な事項

秋頃を目途に 参考資料として作成予定

※こども大綱の章ごとに、その年度に実施する予定としている各府省庁の施策一覧を参考資料として整理

「こどもまんなか実行計画2025」の第1章について

こどもまんなか実行計画2025 第1章の項目（現状）

(1) 困難に直面するこども・若者への支援

- I 困難に直面するこども・若者・子育て当事者たちのまると支援・・・CDRの体制整備に向けた検討等
- II 障害児、医療的ケア児等の特性に応じた支援の推進・・・こどもホスピスの全国普及に向けた取組の推進等
- III 教育と福祉がコラボした、いじめ・不登校対策、悩みに直面するこどもたちへの支援
- IV 様々な困難に直面する若者たちへの支援

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供 と少子化対策の推進

- I 妊娠・出産・幼児期の切れ目ない保健・医療の確保・・・産後ケア事業・乳幼児健診等の推進／妊産婦の経済的負担軽減等
- II 「はじめの100か月」の育ちの推進等・・・「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発等による社会全体への浸透等
- III 質の高い幼児教育・保育の推進・・・保育士等の処遇改善・人材確保／3要領・指針の改定に向けた一体的な検討／誰通の本格実施等
- IV 地域ぐるみの子育て支援の強化・推進・・・地域子育て支援拠点事業や地域子育て相談機関等の設置等の促進等
- V 人口減少を踏まえた地域の児童福祉人材等の確保・・・保育士等をはじめ、幅広い経験・専門性等を持つ多様な人材の確保
- VI 質の高い「令和の日本型学校教育」の推進
- VII 全てのこども・若者たちの居場所の確保・・・放課後児童クラブの量と質の確保など、居場所づくりの推進
- VIII 「加速化プラン」の本格実施等
- IX 働き方・仕事のあり方の強力な改革
- X 若い世代が自分の人生を選ぶためのライフデザイン（将来設計）支援等・・・プレコンセプションケアの取組の推進等

(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

- I こども・若者の社会参画・意見反映の推進
- II こども・子育てにやさしい社会づくりに向けた取組の強化
- III こどもの権利の普及啓発・権利救済の取組拡大
- IV こども視点での防災・災害対応
- V 犯罪等からこども・若者を守る取組・・・青少年の安全安心なインターネットの利用等
- VI こども政策DXの推進・・・保育や母子保健分野におけるDXの推進等
- VII EBP Mの強化
- VIII 広報・情報発信の強化

第19回 基本政策部会（令和8年2月20日）における成育局関係の主な御意見①

※第19回基本政策部会議事録をもとに、事務局作成

議題2 こどもまんなか実行計画2025のフォローアップの検証・評価について

<指標関係>

- ・ 関係指標があることは良いことだが、精査も必要。また、目標値も設定していけるとよい。
- ・ 広報の指標としてSNSのフォロワー数しか書いていないが、フォロワー全体ではなく年齢分析なども必要。
- ・ こどもを持つという選択をしない理由の調査が必要ではないか。民間の調査では、仕事でのキャリアアップが鈍化・停止することが障壁というものもある。マミートラックの固定化が生じないように後押しするにはどうしたらよいか。

<制度・施策間の連携>

- ・ 「切れ目ない支援」は受益者側から見てどうなっているのか、個別施策のデータ以上の、各施策間のつながりを検証することが必要。
- ・ インターセクショナル리티の観点も必要。例えば障害児のいる家庭で、かつ、ひとり親という家庭について、それぞれに対応した施策の振興だけでは抜け落ちていくのではないか。

<こどものウェルビーイング>

- ・ 大学生や高校生の実感として、心を支える別の居場所がないのではないか。居場所・依存先を作っていくことが大事。
また、居場所があるということに、こどもたち自身が気づいているということが重要。

第19回 基本政策部会（令和8年2月20日）における成育局関係の主な御意見②

※第19回基本政策部会議事録をもとに、事務局作成

<こどもの安全・安心>

- ・こども視点での防災・災害対応について、被災・避難したこどもたちがその後どうなっているのか、いかにフォローするのかといった観点も必要ではないか。
- ・こども・若者を犯罪等から守る取組として親子でのルール作り等を推進してほしい。また、こどもたちのリテラシーを主体的に上げられるような取組も必要ではないか。

<広報・周知>

- ・SNSは、中学生以下のこどもたちに届けるのが難しいのではないか。
- ・広報を進める際には若者の視点を入れていくべき。
- ・「Yahoo! 知恵袋」において、直接こども家庭庁が取組を回答することにより本人直接伝えられるような、新しい取組も必要ではないか。

<その他>

- ・産後ケア事業などの新しい施策について、ユーザが選択できる状況にあるか、という視点が重要。
- ・「VII 全てのこども・若者たちの居場所の確保」について、「若者」には30歳未満までの方が入るはずであるところ、実態としては高校生や大学生を対象とした取組は少なく、今後一層の取組が必要ではないか。

こどもまんなか実行計画2025 （第1章）の実施状況

こどもまんなか
こども家庭庁

(1) 困難に直面するこども・若者への支援

I 困難に直面するこども・若者・子育て当事者たちのまると支援

【ひとり親家庭への支援】

ひとり親家庭の自立に向けた切れ目のない支援を行うため、「就業支援」「子育て・生活支援」「養育費確保等支援」「経済的支援」の4本柱により事業を実施している。令和7年度より、ひとり親家庭に対する自立支援策を当事者のニーズに応じて総合的に実施するため、地方公共団体向け補助事業の内容を再編し、補助基準額の再構築を行うとともに、地方公共団体の創意工夫による先駆的な取組を可能にするなど、支援内容を強化した。また、同行支援やフォローアップなどの伴走型支援について拡充を行い、必要な支援に確実につなぐための相談支援体制の強化を図ったところ。引き続き、相談支援体制の更なる強化を図っていく。【こども家庭庁】

【チャイルド・デス・レビュー（CDR：Child Death Review）の体制整備】

令和2年度から都道府県を実施主体とする「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」を実施するとともに、令和7年4月には、新たに「CDRの制度のあり方に関する検討会」を設置し、まずは有識者や自治体等の関係者から、モデル事業を実施する上での課題や好事例についてヒアリングを進めているところ。あわせて、「予防のためのこどもの死亡検証等広報啓発事業」において、CDRに関するYouTubeチャンネルを立ち上げ、普及啓発動画の発信を行うなど、CDRの意義や予防策を国民に広く周知し、理解促進を図るための取組を進めているところ。

今後も、検討会において、モデル事業を通じて把握された課題等を検証・議論いただきながら、関係省庁とも連携して、CDRの全国展開に向けた体制整備の検討を進めていく。【こども家庭庁】

関係指標

地域こどもの生活支援強化事業実施地方公共団体数	6団体（令和5年度）	259団体（令和6年度）
こどもの生活・学習支援事業実施地方公共団体数	397団体（令和4年度）	397団体（令和5年度）
ひとり親家庭のこどもの進学率	データなし	中学校卒業後94.7% 高校等卒業後65.3% （令和3年）
自立支援教育訓練給付金事業による就業実績件数	1,559件（令和4年度）	1,362件（令和5年度）
高等職業訓練促進給付金等事業による就業実績件数	2,149件（令和4年度）	2,105件（令和5年度）
高等職業訓練促進給付金等事業における資格取得者数（修学継続中を除く）のうち、就職者の割合	81.6%（令和4年度）	78.0%（令和5年度）
離婚前後親支援事業実施地方公共団体数	176団体（令和4年度）	249団体（令和5年度）
CDRモデル事業実施自治体数	10自治体（令和5年度）	10自治体（令和6年度）

(1) 困難に直面することも・若者への支援

Ⅱ 障害児、医療的ケア児等の特性に応じた支援の推進

【医療的ケア児支援】

「医療的ケア児等総合支援事業」において、医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施している。【こども家庭庁】

【こどもホスピス支援モデル事業の更なる推進】

令和6年度補正予算で新設した「こどもホスピス支援モデル事業」については、令和7年11月現在で5自治体の実施しており、今後、更なる実施自治体数の増加を見込んでいる。こどもホスピスの取組を全国展開すべく、まずは先行事例や更なる推進のための具体的課題を収集する予定。令和8年度は地方公共団体が取り組みやすい普及啓発事業への補助を追加し、目標自治体数を15とする。

また、子ども・子育て調査研究事業費を活用し、命を脅かされる状態にあるような重い病気のこどもの声を集め、当事者の監修を加え、小学校高学年以上のこどもにも理解できる内容のサポートブック（仮称）を、支援者や地方公共団体等、広く社会に向けたこどもホスピスの対象となるこどもへの理解促進のツールとして作成中。加えて、現行のこどもホスピスが担う機能をOECDの項目の視点をふまえて整理し、冊子としてまとめ、広く社会に発信する取組を進めている。【こども家庭庁】

関係指標

医療的ケア児等コーディネーターを配置している自治体数	908団体（令和4年度）	1,129団体（令和6年度）
こどもホスピス支援モデル事業実施自治体数（新規）	データなし（新規事業）	5自治体（令和7年度）

(1) 困難に直面することも・若者への支援

Ⅳ様々な困難に直面する若者たちへの支援

【様々な困難に直面する若者たちへの支援】

子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターの設置促進・機能向上に向けたアドバイザーの派遣、子ども・若者支援者を対象にした研修やシンポジウムを実施したほか、子ども・若者支援地域協議会等の代表者会合を実施予定であり、これらを通じ、子ども・若者支援に取り組む地域の体制整備や人材育成を推進している。また、困難を有する若者支援の在り方等に関するガイドラインの検討に着手した。

また、子ども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援、子ども若者シェルター・相談支援事業を実施している。

関係機関等との連携について、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応や子どもや家庭に対するきめ細かな支援を行うため、児童相談所においても関係機関等と連携した支援を行っている。

要保護児童対策地域協議会においても、関係機関等が連携した支援を行っており、思春期・青年期の子ども・若者の支援にあたっては子ども・若者支援地域協議会との連携や情報共有に取り組んでいる。【こども家庭庁】

【多様な支援ニーズに対応した居場所等の提供】

多様かつ複合的な困難に直面している子どもに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることのできる食事等の提供場所を設けるとともに、支援を必要としている子どもを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みなどをつくる「地域こどもの生活支援強化事業」を実施している。

【こども家庭庁】

また、困難を有するか否かに関わらず、全ての子ども・若者が居場所を見つけることのできる環境の構築を目指し、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」において、地方自治体の取組への支援を実施している。地域社会における子ども・若者支援者のネットワーク構築を促進する人材配置を進める「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」により、課題が見えてきた際に適切な専門機関につながりやすい体制の構築も行っている。

【こども家庭庁】

【学校、教育委員会における相談体制整備】

様々な課題を抱える児童生徒に対して、関係機関と連携しつつ、チーム学校による支援体制づくりが行われるよう、令和8年度概算要求においても、引き続き、スクールソーシャルワーカー等学校における教育相談体制の充実に努めている。【こども家庭庁】

関係指標

子ども・若者支援地域協議会設置地方公共団体数	142団体（令和6年度）	145団体（令和7年4月1日現在）
子ども・若者総合相談センター設置地方公共団体数	122団体（令和6年度）	124団体（令和7年4月1日時点）
要保護児童対策地域協議会設置自治体数	1,738自治体（令和2年4月1日時点）	1,732自治体（令和6年10月1日時点）
地域こどもの生活支援強化事業実施地方公共団体数	6団体（令和5年度）	259団体（令和6年度）
こどもの居場所づくり支援体制強化事業で補助する自治体数	15団体（令和6年度）	34団体（令和7年度）
こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業で補助する自治体数	11団体（令和6年度）	32団体（令和7年度）
SSWの中学校区への配置・対応率	85.6%（令和5年度）	85.9%（令和6年度）

こどもまんなか実行計画2025 （第1章）の実施状況Ⅱ

こどもまんなか
こども家庭庁

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

〇加速化プラン等による重点的な施策の実施により、こども誰でも通園制度等をはじめ、多様かつ複層的なこども施策の充実について一定の進捗が見られた。その一方、ライフデザイン支援や居場所支援等をはじめとした若者支援施策の推進など、制度の狭間に陥りやすいこども・若者たちに対して関係府省庁との連携を強化しながら切れ目なく、きめ細やかに施策を実施する必要がある。

I 妊娠・出産・幼児期の切れ目ない保健・医療の確保

【産後ケア事業】

令和6年度、全体の9割以上にあたる1,644市町村で実施されており、質の向上を図るため、計画的な提供体制の整備の促進や、実施主体である市町村の事業費負担の軽減、各施設に対する施設整備や改修に伴う費用の補助の拡充などの対応を進めているところ。具体的には、子ども・子育て支援法の改正により、令和7年4月から産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付け、国において、提供体制整備等に係る基本方針を定め、各都道府県等において、「量の見込み」と「提供体制の確保の内容」等を定めた計画を策定いただくことにより、計画的な提供体制の整備を進めていくこととした。

また、事業費負担や費用補助について、令和7年4月から、産後ケア事業の事業費について都道府県負担を導入し、市町村負担の軽減を図るとともに、令和6年度補正予算では、受入れ人数を増やすための増改築に対する施設整備等の補助の拡充を行ったところ。

なお、これらの取組に加え、令和7年度から、4か月以降の乳児や兄弟を預かった際の職員配置加算や、宿泊型において夜間に2人以上の人員配置をした場合の職員配置加算を創設したところ。さらに、令和7年度に、産後ケア事業の実施に関する調査研究事業を行ったところであり、今後、この調査結果も踏まえながら、産後ケア事業のさらなる推進を図っていく。

【こども家庭庁】

【乳幼児健診・3歳児健診における屈折検査】

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防、悩みを抱える保護者等の早期発見や支援、児童虐待の予防・早期発見等の観点から、1か月児及び5歳児の健康診査について、全国の自治体での実施を目指し、健康診査の費用に対し、「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業」による補助を行っているところ。

また、「1か月児」「3～6か月児」、「9～11か月児」、「5歳児」健診等の実施を推進するための体制整備を進めるため、医師等の専門職の研修や健診医の派遣調整に要する費用について「乳幼児健康診査実施支援事業」による補助を行っているところ。合わせて、3歳児健診における屈折検査においては、必要な機器の整備費の補助を実施しているところ。

引き続き、3歳児健診における屈折検査を含め、乳幼児健診の適切な実施を図っていく。

【こども家庭庁】

関係指標

指標名	前回値	最新値
産後ケア事業の実施市町村数	1,547団体 (令和5年度)	1,644団体 (令和6年度)
産後ケア事業の利用率	10.9% (令和4年度)	15.8% (令和5年度)
「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業の実施自治体数	1か月児健診：118自治体 5歳児健診：59自治体 (令和5年度)	1か月児健診：643自治体 5歳児健診：230自治体 (令和6年度)

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

I 妊娠・出産・幼児期の切れ目ない保健・医療の確保

【新生児マススクリーニング】

現在、早期発見・早期治療の効果が十分に実証されている20の先天性代謝異常等の疾患を対象としており、重症複合免疫不全症（SCID）及び脊髄性筋萎縮症（SMA）の2疾患については、新たな治療法の開発や関係学会・有識者の意見等を踏まえ、対象疾患に追加する優先度が特に高いことから、令和5年度より対象の拡充に向けて、都道府県及び指定都市を対象に「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」をモデル的に実施している。また、令和5年度から令和7年度で実施することも家庭科学研究「新規疾患の新生児マススクリーニングに求められる実施体制の構築に関する研究」において、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝カウンセリングの在り方等の課題について整理を行い、その結果を踏まえ、必要な検討を行っていく。【こども家庭庁】

【新生児聴覚】

全ての市町村において当該検査の公費負担を実施するよう必要な働きかけを行うなど、全国の市町村における聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を進めているところ。また、新生児聴覚検査の確認検査で要再検査となった場合に、生後3週間以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を行うことが強く推奨されていたことを踏まえ、令和6年度に母子健康手帳の「検査の記録」の様式を改正し、先天性サイトメガロウイルス検査の項目を追記したところ。加えて、令和7年度母子保健事業の実施状況等調査では、自治体における先天性サイトメガロウイルス感染症の検査の実施状況を把握し、令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業では、自治体が新生児聴覚検査から療育につなぐまでの流れを、関係機関と連携しながら遅滞なく円滑に実施し、家族に適切な案内を行うことができるようにするための取組などを進めているところ。引き続き、これらの取組を通じて、新生児聴覚検査を推進していく。【こども家庭庁】

【妊娠・出産に伴う妊産婦の経済的負担の軽減】

出産費用については、少子化の進行や物価・賃金の上昇等を背景に、令和5年度に出産育児一時金の支給額が原則42万円から原則50万円に引き上げられた後上昇し、妊産婦の経済的負担が増加している。また、妊産婦にとって費用に関する予見可能性が低いことも指摘されている。こうした状況を踏まえ、出産に伴う妊産婦のさらなる経済的負担の軽減と、妊産婦が納得感をもってサービスを選択できる環境の整備を進めるため、令和7年12月に社会保障審議会医療保険部会において取りまとめられた「議論の整理」を踏まえ、医療保険制度における出産に対する新たな給付体系の導入等に向け、第221回国会への関連法案の提出を含め、必要な準備を進めている。【厚生労働省】

妊婦健診に伴う妊婦の経済的負担の軽減と、妊婦が納得感を持って選択できる環境の整備に向け、上記の関連法案に束ねることを含め、必要な準備を進めている。【こども家庭庁】

関係指標

指標名	前回値	最新値
新生児マススクリーニング検査に関する実証事業の参加自治体数	21自治体（14府県・7指定都市） （令和5年度）	38自治体（27府県・11指定都市） （令和6年度）
新生児聴覚検査（公費負担）の実施市町村の割合	80% （令和4年度）	90.8% （令和5年度）

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

Ⅱ 「はじめの100か月」の育ちの推進等

【普及啓発】

「はじめの100か月の育ちビジョン」の社会的な認知度の向上とビジョンを踏まえた行動の促進を図るため、「はじめの100か月」をテーマとしたイベントの開催や外部メディアとのタイアップなど、令和7年度中に様々な効果的な広報を実施しているところ。あわせて、こども・若者向けに、乳幼児の育ちや子育てに関心を持ってもらえるようなポスター・動画を作成するとともに、企業向けに、乳幼児の育ちや子育てへの支援・応援を促すハンドブック・動画を作成している。

【こども家庭庁】

【地域コーディネーターの養成】

「はじめの100か月」の育ちを支える環境や社会の厚みを増すことを目指し、乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々をつなぐ活動を行う地域コーディネーターを全国的に養成するため、全国10の地域におけるモデル事例を創出。令和7年度は、前年度までのモデル事例を踏まえコーディネーター研修をさらに充実させた形で実施するとともに、モデル事例の全国展開に向けた全国3か所での地方キャラバンの開催、事例集の周知などに取り組むことで、より多種多様な地域の実情に応じた実践事例の蓄積と横展開を図っている。【こども家庭庁】

【科学的知見に関する調査研究】

「はじめの100か月」のこどもの育ちに関する科学的知見の充実・普及に向けて、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえ、自治体やこどもに関わる専門職等が実施できる具体的な取組事例に関する調査研究を実施するとともに、諸外国における「はじめの100か月」に関する政府方針や裏付けとなる科学的知見、同方針に基づく支援策に関する調査研究の調査設計や調査対象国の選定を行うための事業を実施している。【こども家庭庁】

関係指標

指標名	前回値	最新値
「『はじめの100か月の育ちビジョン』が非常に大切だと思う」と回答した国民の割合	データなし	17.8% (令和6年度) 令和7年度の数値は、今年度中に更新予定
「こどもと関わる活動に参加している」と回答した地域の人の割合	データなし	令和7年度の数値は、今年度中に更新予定
「幼児期までのこどもの育ちに関する科学的知見を見たり、聞いたりしたことがある」と回答した国民の割合	データなし	令和7年度の数値は、今年度中に更新予定

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

Ⅲ 質の高い幼児教育・保育の推進

【保育士・幼稚園教諭等の処遇改善】

処遇改善を通じ、他職種と遜色ない処遇を実現するため、令和7年度補正予算により5.3%の改善を実施するなど、平成25年度以降、累次の処遇改善を実施し、累計約39%の給与改善を進めてきた。また、これとは別に、技能・経験に応じた月額最大4万円の給与改善を平成29年度から実施しているところ。引き続き、民間給与動向等を踏まえ更なる処遇改善を進める。【こども家庭庁】

【「保育政策の新たな方向性」を踏まえた取組の推進】

令和6年12月にとりまとめた「保育政策の新たな方向性」を踏まえ、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実、全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進、保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」の3つの柱を軸として、職場環境改善を進めている事業所において1歳児の配置を5:1以上に改善した場合の新たな加算を設けるとともに、人口減少地域における保育所等の多機能化に向けた効果や課題を検証するモデル事業等の実施等の取組を推進した。【こども家庭庁】

【3要領・指針】

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針（3要領・指針）については、これまでも約10年に一度告示改正が行われており、いずれの施設類型に通うこどもかを問わず質の高い教育・保育が保障されるよう、内容の整合性が図られている。

令和6年12月に、文部科学大臣より中央教育審議会に対して、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について諮問がなされ、令和7年4月に、内閣総理大臣よりこども家庭審議会に対して、保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について諮問がなされた。

これらの諮問を受け、3要領・指針の告示改正に向けて、令和7年10月から、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会幼児教育ワーキンググループとこども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育専門委員会を合同開催し、文部科学省とこども家庭庁が緊密に連携しながら一体的に検討を進めているところである。

【こども家庭庁、文部科学省】

【こども誰でも通園制度】

「こども誰でも通園制度」について、令和7年度に252自治体が実施見込みのところ、令和8年度からの全国での本格実施に向けて、有識者による検討会での議論を踏まえ、運営基準等の制定（令和8年度以降の利用可能時間：10時間）、公定価格の設定等を行った。その上で、全国での円滑な施行に向けて、自治体の準備状況を把握した上で、伴走的な支援を実施しているほか、年度内に、政府広報（バナー広告、TV、ラジオ）や制度周知動画、こども家庭庁note等を活用した広報や、こども誰でも通園制度の実施に関する手引の改訂、従事者向けの研修の開発、総合支援システムの機能改修等を予定しており、本格実施に向けた準備を進めている。【こども家庭庁】

関係指標

指標名	前回値	最新値
保育士等の処遇改善の推移（平成25年度以降の累計）	約23% （令和6年度時点）	約39% （令和7年度時点）
こども誰でも通園制度の実施市町村数	118自治体 （令和6年度）	252自治体 （令和7年度見込み）

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

IV 地域ぐるみの子育て支援の強化・推進

【地域ぐるみの子育て支援】

地域子育て支援拠点等と連携した地域資源開拓や包括的支援を担うこども家庭センターの設置・運営に必要となる整備費や人件費等を補助するとともに、設置及び機能強化に必要な配置基準、補助金活用、取組事例等の様々な情報の提供・発信、設置や取組の充実に向けた検討に対する伴走支援を行うなど、全国的な設置と機能強化を推進している。

地域子育て支援拠点事業について、潜在ニーズも含めた住民ニーズの見込みに対応した提供体制が確保できるよう、引き続き、設置か所数の増加を促進する。

ファミリー・サポート・センター事業について、潜在ニーズも含めた住民ニーズの見込みに対応した提供体制が確保できるよう、引き続き、設置か所数の増加を促進する。

子育て短期支援事業について、事業の提供体制の年間確保の実績（万人日）の増加を目標とする。本事業が多く市の町村で実施され、ニーズに応じた受け皿が整備されるよう、自治体における好事例の横展開など本事業の周知を進めている。

養育支援訪問事業について、本交付金を活用した各市町村の事業の拡充・強化を促し、交付金を申請せずに事業実施している市町村に対し、補助事業の活用によって事業内容を拡充できるメリットなどを周知する。

一時預かり事業について、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために児童を一時的に預かる支援を継続しており、引き続き、社会ニーズに応じた更なる取組の推進に努める。

子育て世帯訪問支援事業については、各自治体の実施する訪問支援員養成研修において活用するため作成した「研修コンテンツ」の活用を促し、訪問員の数の拡充に繋がるとともに、自治体における好事例の横展開など本事業の周知を進めている。

児童育成支援拠点事業については、取組自治体から事業の意義や予算確保の流れなどをヒアリングし、自治体説明会で横展開するとともに、引き続きニーズに応じた受け皿が整備されるよう、本事業の周知を進めている。

親子関係形成支援事業については、実施検討自治体が参考となるプログラムをリスト化し、目的に応じた事業活用ができるようにするとともに、引き続き、自治体における好事例の横展開など本事業の周知を進めている。

地域子育て相談機関については、令和6年度に施行され、自治体を実施主体として中学校区に1か所の設置を目標に、自治体向け説明会を行うなど、設置促進に取り組んでいる。

病児保育事業については、感染症対応加算を創設するとともに、支援事業を拡充し、広域連携やICTの活用を推進している。【こども家庭庁】

関係指標

指標名	前回値	最新値
こども家庭センター設置自治体数	917自治体 (令和6年10月1日時点)	1,240自治体 (令和7年5月1日時点)
地域子育て支援拠点事業 実施か所数	8,016か所 (令和5年度)	8,061か所 (令和6年度)
ファミリー・サポート・センター事業 実施自治体数	996自治体 (令和5年度)	1,009自治体 (令和6年度)
子育て短期支援事業 実施自治体数	1,040自治体 (令和5年度)	1,132自治体 (令和6年度)
養育支援訪問事業 実施自治体数	データなし	1,309自治体 (令和6年10月1日時点)
一時預かり事業 市町村による提供体制の確保量（年間延べ利用人数）	データなし	延べ3,855,873人 (令和5年度)
子育て世帯訪問支援事業の実施自治体数	データなし	697自治体 (令和6年度)
児童育成支援拠点事業の実施自治体数	データなし	73自治体 (令和6年度)
親子関係形成支援事業の実施自治体数	データなし	187自治体 (令和6年度)
病児保育事業の延べ利用児童数	データなし	延べ134.8万人 (令和5年度)

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

- IV 地域ぐるみの子育て支援の強化・推進
 V 人口減少を踏まえた地域の児童福祉人材等の確保

【子育て支援の包括的仕組みや子育てにやさしい住まい】

子育て世帯向けの賃貸住宅などに関して、実際に提供されているサービスや行政支援の実態を調査・研究し、必要に応じて国土交通省と連絡・調整を行い、行政としてどのような住宅支援が可能かを検証することとする。【こども家庭庁、国土交通省】

【保育人材の確保】

新規資格取得支援、潜在保育士等の就職支援、就業継続支援及び保育の職業・現場の魅力発信など総合的に進めている。

自治体が行う潜在保育士の再就職に関する相談・就職あっせん等を行う「保育士・保育所支援センター（以下「センター」という。）」の取組状況については、自治体間にばらつきがあることから、全体の取組の底上げ及び機能強化を図るため、児童福祉法を改正し、令和7年10月よりセンターを法定化した。

センターの取組については、

- ・地域の実情に応じた支援目標や根拠に基づくKPI（重要業績評価指標）を設定し、その達成状況等を定期的に公表するとともに、取組の効果を評価し、支援内容の充実につなげ、PDCAサイクルの構築を図ること
- ・関係機関との連携強化や取組の充実に応じた財政的な支援等を進めること
- ・具体的な取組方法や好事例を盛り込んだガイドラインを作成すること

等によりセンターの一層の機能強化をすることとしている。

また、特に保育人材が不足するおそれ大きい地域について、集中的に人材の確保に取り組むことができるよう、国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、特定の都道府県等においてのみ地域限定保育士として業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設した（令和7年10月1日施行）。【こども家庭庁】

【児童相談所に関する人材確保】

児童相談所における人材確保については、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき児童福祉司等の計画的な増員を図るほか、自治体が行う採用活動に対する補助や児童相談所業務等の魅力発信により人材確保支援を進めるとともに、職員の働く環境や質の向上を図るため、職員のメンタルヘルスをケアする職員の配置に対する補助やICT化による職員の業務軽減・効率化の支援等を行っている。【こども家庭庁】

【スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の確保】

学校における教育相談体制の充実に当たって、SC、SSWとして適切な人材を確保することができるよう、各自治体における職能団体等と連携した取組を促進するとともに、令和8年度予算（案）においても、SC、SSWの配置充実等に必要な経費を計上した。【文部科学省】

関係指標		
指標名	前回値	最新値
保育人材の従事者数	68.1万人 (令和4年度)	69.3万人 (令和5年度)
保育人材の勤続年数	7.8年 (令和5年度)	8.0年 (令和6年度)
保育士・保育所支援センターの登録者数	113,103人 (令和5年度)	101,282人 (令和6年度)
保育士を魅力的だと感じるこども・若者等の割合	データなし	45.2% (令和7年度)
児童福祉司の配置員数	6,482人 (令和6年4月1日現在)	6,866人 (令和7年4月1日現在)
児童心理司の配置員数	2,911人 (令和7年4月1日現在)	3,167人 (令和7年4月1日現在)
スクールカウンセラーの公立小中学校への配置・対応率	97.5% (令和5年)	98.3% (令和6年)
スクールソーシャルワーカーの中学校区への配置・対応率	85.6% (令和5年)	85.9% (令和6年)

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

VI 質の高い「令和の日本型学校教育」の推進

【次期学習指導要領に向けた検討】

中央教育審議会において審議中であり令和8年度中に答申見込み。具体的には、各教科等で「深い学び」を授業で具現化しやすくするための学習指導要領の一層の構造化や多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方などについて検討。また、子供たちの思いや願いを次期学習指導要領の検討に活かしていく観点から、令和7年1～2月に「こども若者★いけんぶらす」の枠組みを活用し、子供の意見聴取を実施。【文部科学省】

【教師を取り巻く環境整備】

令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立し、教師の処遇改善や、教育委員会が定める計画に基づき、働き方改革を進める仕組みを構築。また、当該計画に盛り込むべき目標や取組内容等について、大臣指針において具体化。令和8年度予算（案）においては、中学校の35人学級の整備や小学校教科担任制の推進、小学校・中学校への生徒指導担当教師の配置充実等のための教職員定数の改善に必要な経費、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの配置等に必要な経費を計上している。【文部科学省】

【コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進】

コミュニティ・スクールの導入校数は全国で2万校を超え、令和7年度には公立学校の学校運営協議会の導入率が約65%、地域学校協働本部の導入率が67%と順調に増加している。一方で、学校運営協議会委員や地域学校協働活動の担い手が固定化・高齢化してきているという課題がある。このため、若者の学校運営協議会や地域学校協働活動への参画をより一層促し、同時に地域活動の次世代の担い手の育成につなげるべく、新たに大学生等を対象としたCSユースリーダーの委嘱を開始し、大学を巻き込んだイベント開催を計画している。今後、地域住民や民間企業が関わりながら学校外の子供の学び・体験を充実させていく必要があり、それらの方策を検討している。【文部科学省】

【教育費の負担軽減】

家庭の経済状況にかかわらず、こどもたちの誰もが、質の高い教育を受けることができるチャンスが平等に得られ、個性や能力を最大限伸ばせるようにすることが重要であり、幼児期から高等教育段階まで、切れ目のない形で教育費の負担軽減を図っている。【文部科学省】

関係指標

指標名	前回値	最新値
コミュニティ・スクールを導入している公立学校数（割合）	20,153校 (58.7%) (令和6年度)	22,009校 (64.9%) (令和7年度)
地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数（割合）	21,935校 (63.9%) (令和6年度)	22,693校 (66.9%) (令和7年度)

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

Ⅶ 全てのこども・若者たちの居場所の確保

【こども・若者の居場所づくり】

こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」によって、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。

また、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行った。【こども家庭庁】

【放課後児童クラブ】

こども未来戦略にて掲げていた約152万人分の放課後児童クラブの受け皿整備を達成した一方で、待機児童が約1.6万人生じていることを踏まえ、「放課後児童対策パッケージ2026」において、新たに、2030年頃に約165万人分の受け皿目標を設定。待機児童のより詳細な状況を把握するため放課後児童クラブを利用希望しているが待機となっている児童の保護者を対象に調査を行った。

放課後児童クラブの「量」と「質」の確保に向けた取組を進めるため、令和6年度から開始している常勤職員配置の改善による人材の確保や、学校等の活用による場の確保を引き続き推進している。

また、待機児童が生じている自治体に対してこども家庭庁と文部科学省が連携しながらプッシュ型支援を行い、補助金活用の助言や、学校施設の積極的な活用も含めた待機児童対策を進めている。【こども家庭庁】

【様々な困難に直面するこどもへの支援】

多様かつ複合的な困難に直面しているこどもに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることのできる食事等の提供場所を設けるとともに、支援を必要としているこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みなどをつくる「地域こどもの生活支援強化事業」において、こども食堂等への支援を実施している。

また、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもたちに対し、学校や放課後児童クラブなどの終了後に学習支援を行う「こどもの生活・学習支援事業」を実施している。

令和8年度予算案においては、これらの事業において、こどもの体験機会・学習支援の拡充および長期休暇中の集中的な食事等支援の創設を盛り込んでいる。【こども家庭庁】

関係指標

指標名	前回値	最新値
こどもの居場所づくり支援体制強化事業で補助する自治体数	34自治体 (令和6年度)	60自治体 (令和7年度)
こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業で補助する自治体数	データなし	32自治体 (令和7年度)
放課後児童クラブ登録児童数	151.9万人 (令和6年5月1日時点)	157万人 (令和7年5月1日時点)
放課後児童クラブ待機児童数	17,686人 (令和6年5月1日時点)	16,330人 (令和7年5月1日時点)
地域こどもの生活支援強化事業実施地方公共団体数	6団体 (令和5年度)	259団体 (令和6年度)
こどもの生活・学習支援事業実施地方公共団体数	397団体 (令和4年度)	397団体 (令和5年度)

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

Ⅷ 「加速化プラン」の本格実施等

【加速化プランの進捗状況】

加速化プランの集中取組期間の2年目である本年度は、総額事業費3.6兆円規模の8割超を当初予算として計上。取組期間の最終年度である来年度に向けて、各種審議会や検討会での議論を踏まえ、各種支援策の着実な実施に取り組んでいる。

【こども家庭庁】

【支援金の進捗状況】

制度の趣旨や論点ごとの解説資料のこども家庭庁HPへの掲載、政府広報と連携した様々な媒体による周知・広報、リーフレットやポスターの作成など、制度施行に向けた周知・広報を進めた。【こども家庭庁】

関係指標

指標名	前回値	最新値
「こどもまんなか社会の実現に向かっていく」と思う人の割合	15.7% (令和5年度)	15.7% (令和5年度)
合計特殊出生率	1.26 (令和4年)	1.15 (令和6年)
夫婦の平均予定こども数	2.01人 (令和3年)	2.01人 (令和3年)
夫婦の平均理想こども数	2.25人 (令和3年)	2.25人 (令和3年)
「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合	男性81.4% 女性84.3% (令和3年)	男性81.4% 女性84.3% (令和3年)
未婚者の平均希望こども数	男性1.82人 女性1.79人 (令和3年)	男性1.82人 女性1.79人 (令和3年)
出生数	77万759人 (令和4年)	68万6,173人 (令和6年)

※加速化プランにおける具体的な施策の実施状況及び関係指標は、「こどもまんなか実行計画2025」及び、参考資料52ページ～65ページの「経済・財政新生計画進捗管理・点検・評価表2025」を参照

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

IX 働き方・仕事のあり方の強力な改革

【長時間労働の是正や勤務環境等の改善、育児休業の取得推進、男女間賃金（給与）差異の解消】

育児休業給付の拡充の取組については、出生後休業支援給付・育児時短就業給付を令和7年4月に施行済。

長時間労働の是正については、全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」において、中小企業・小規模事業主等に対して、労務管理の専門家による窓口相談や訪問・オンラインによるコンサルティングを実施し、支援を行っている。

テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図っている。

育児休業の取得促進については、男性の育児休業取得率の公表義務の拡大等を含む改正育児・介護休業法が令和7年4月及び同年10月に順次施行された。改正法の着実な履行確保が図られるよう、制度内容の周知徹底等に引き続き取り組む。

女性活躍推進法に関し、男女間賃金差異の情報公表義務の対象拡大等を含む改正法が第217回通常国会において成立。円滑な施行に向け、周知・啓発に努める。

公務部門については、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が各機関において経年で公表されることを徹底するとともに、各機関の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での「見える化」を行っている。

公務部門における男女間給与差異については、各機関に対して、適切な公表に向けた周知・助言や優良な分析を行っている事例等について情報提供を行うことで、こうした各機関における差異の要因等の把握・分析を促進している。【厚生労働省、内閣府】

【固定的性別役割分担意識の解消】

「女性版骨太の方針2025」に基づき、固定的な性別役割分担意識等による悪影響が生じないように、企業等の管理職、経営層の意識改革と理解の促進を図り、起業をはじめ女性が新たなことにチャレンジする際に直面する障壁の打破や性別役割分担にとらわれない働き方を推進するため、広報啓発の取組を実施する。【内閣府】

関係指標

指標名	前回値	最新値
働き方改革推進支援センターのコンサルティング件数	37,046件 (令和5年度)	32,928件 (令和6年度)
男性の育児休業取得率	30.1% (令和5年度)	40.5% (令和6年度)
週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合	8.4% (令和5年)	8.0% (令和6年)

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

X 若い世代が自分の人生を選ぶためのライフデザイン（将来設計）支援等

【ライフデザイン支援】

「ライフデザインのための情報ポータルサイト」を令和8年1月に第一次リリース。今後も年度内に追加コンテンツを拡充していく。また、若い世代によるライフデザインに関する情報発信活動を開始し、年度内に外部媒体や上記ポータルサイト内で記事及び取り組み活動を公開する予定。

企業等による若い世代のライフデザイン支援を推進するために、実際にライフデザイン支援を実施することを後押しする実証事業や、ライフデザイン支援に取り組む企業等が参考とすることができるガイドブックの作成を行っており、年度内に公開予定。

令和7年7月から「若い世代視点からのライフデザインに関する検討会」を開催し、若者施策として、ライフデザイン支援をさらに進めていくための方策について検討を行い、年度内にとりまとめを予定。【こども家庭庁】

【交付金の有効活用】

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組）を支援する中で、地方公共団体が行う若い世代の描くライフデザイン支援・結婚支援事業者との官民連携や、子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進などの結婚・子育てに温かい社会づくり・気運醸成を図る取組等を重点的に支援している。併せて、結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援している。【こども家庭庁】

関係指標

指標名	前回値	最新値
自分の将来についての人生設計（ライフプラン）について考えたことがある」人の割合	データなし	51.8% （令和5年）
地域少子化対策重点推進交付金事業に対する事業対象者（住民等）の満足度に係るKPI達成率	124.3% （令和5年度）	126.8% （令和6年度）
自治体における性と健康の相談センター事業の実施率（連携して行う場合を含む）	データなし	約70% （※1）

※1 90/129自治体（令和4年度変更交付ベース）

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

X 若い世代が自分の人生を選ぶためのライフデザイン（将来設計）支援等

【プレコンセプションケア】

令和7年5月に取りまとめられた「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、各種取組を進めている。

具体的には、今後5年間の集中的な取組として、

- ・SNS等を活用した積極的な情報発信やプレコンサポーターの育成等による、全ての世代への性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供（Webサイト「はじめよう プレコンセプションケア」の開設（令和7年9月）やプレコンサポーター養成講座の開設（令和8年1月）など）

- ・「性と健康の相談センター事業」等を活用した、利便性に配慮した相談支援体制の整備

- ・基礎疾患を有する方への専門的な相談窓口の全国展開

などを進めており、今後、若い世代におけるプレコンセプションケアの概念の認知度が5年後に80%以上となることや、プレコンサポーターを5万人以上養成することを目指している。

これらの取組を通じて、プレコンセプションケアを推進していく。【こども家庭庁】

【卵子凍結】

妊娠・出産の希望があってもそれが叶えられていない方たちへ寄り添い、妊娠・出産の希望を叶えることができるよう、卵子凍結モデル事業の予算を新規に要求し、令和7年度の補正予算が成立したところ。具体的には、疾病による妊孕性低下への選択肢の一つとして、正しい知識を持った上で選択を行うことが重要であることから、卵子凍結に関する情報提供事業を展開するとともに、「卵子凍結」と凍結卵子を用いた「生殖補助医療」の費用の一部を助成するとともに、データを収集して卵子凍結のさらなる課題を検証するモデル事業を通じて、今後、妊娠・出産の希望を叶えることができる環境整備を行っていく。【こども家庭庁】

関係指標

指標名	前回値	最新値
企業におけるプレコンセプションケアに関する取組の実施率	データなし	約30% （※1）
プレコンセプションケアに関する専門的な相談ができる医療機関数	データなし	約60機関 （※2）

※1 令和6年度健康経営度調査に回答した大規模法人3,869社中

※2 参考：妊娠と薬外来の拠点病院は57か所（令和6年3月時点）

(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

○こども性暴力防止法に関する取組の強化やこどもに対する暴力をなくす行動計画の改定など、犯罪等からこども・若者を守る取組については進捗が見られるものの、こどもたちを取り巻く環境は多様化・複雑化する中で、さらなる分野横断的な取組が必要である。引き続き、EBPMに基づくこども施策の評価・検証や広報・情報発信の強化等を通じて施策の基盤からの底上げを図る。

IV こども視点での防災・災害対応

【災害時におけるこどもの居場所づくり】

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「災害時におけるこどもの居場所づくり調査研究」において、「災害時のこどもの居場所づくり」手引きを作成し、全国の自治体に周知を行っている。また、令和7年度遊びのプログラムの開発・普及事業（災害時のこどもの居場所支援に関する調査研究）を活用し、「災害時のこどもの居場所づくり」手引きの内容を現場職員等に効率的に伝えるための、研修資料の作成を行っている。研修資料については、令和8年4月ごろ公開予定。【こども家庭庁】

【災害時におけるこどもの意見反映】

こども・若者意見反映調査研究「非常時におけるこども・若者の意見反映等の在り方に関する調査研究」において、今後の発災への備えとして非常時における意見反映について行政職員の理解を促進するとともに、国内の事例、当事者等の意見、海外の取組事例等について文献調査、ヒアリングおよびアンケートを通じて収集し、行政が行うべきことを導き出し、令和6年3月に策定した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の改定を見据えた検討を行っている。【こども家庭庁】

【D-EST】

令和6年度より「災害時学校支援体制構築事業」を実施し、国と各地方公共団体間でネットワークを強化し、交流や知見の提供等を行うプラットフォームの構築や、学校支援チーム設置に係るノウハウや取組概要等を全国に発信するとともに、学校支援チームの新規設置、取組強化に係る経費を支援している。また、令和7年度補正予算においても、必要な経費を計上し、引き続きプラットフォーム等の充実を図るとともに、学校支援チームの新規設置等を支援していく。

【文部科学省】

(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

V 犯罪等から子ども・若者を守る取組



【青少年のインターネット利用】

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」に基づく取組を推進するとともに、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を開催し、令和7年8月に「課題と論点の整理」を取りまとめた。また、同月「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、翌月には「課題と論点の整理」に基づく今後の取組や検討の予定を示した工程表を取りまとめ、関係府省庁において工程表に沿った取組や検討を進めている。【こども家庭庁】

【ネットリテラシーの向上】

インターネットに係るトラブル事例の予防法等をわかりやすくマンガ形式でまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21年度より毎年作成・公表している。こどもとネットに関する最新のトピックの解説を掲載しており、令和7年4月に公表した2025年版では、オンラインカジノの注意喚起の特集ページ等を追加した。そのほか、e-ネットキャラバンの支援をはじめとしたリテラシー向上の取組を引き続き推進していく。

【総務省】

(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

V 犯罪等から子ども・若者を守る取組

【こども家庭庁における周知広報】

令和7年1月、青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットを作成するとともに、同年2月から5月にかけて「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施し、青少年のインターネットの安全利用、闇バイトの危険性や加担防止に向けた広報・啓発等を推進した。令和8年も同様に、1月に保護者向け普及啓発リーフレットを作成し、2月から「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施している。

令和7年7月の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」において、関係府省庁、地方公共団体、関係団体等と連携して、闇バイトへの加担防止に向けた広報・啓発、非行防止教室等の取組を推進した。

闇バイトの危険性を啓発する資料や、三原じゅん子元内閣府特命担当大臣による「10代の未来あるみなさんへ」と題するメッセージ動画をこども家庭庁ウェブサイトで発信し、闇バイトの危険性や加担防止に向けた広報・啓発を推進した。

【こども家庭庁】

【SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン】

令和7年4月、「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」（令和6年12月17日犯罪対策閣僚会議決定）を統合する形で「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定）を改定し、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）を策定した。政府を挙げた詐欺等に対する取組を抜本的に強化するため、各府省庁等は、本総合対策に基づき、地方公共団体、民間事業者、外国当局や国際機関等国際社会とも連携・協力しながら、各種施策を一層強力に推進した。

【内閣官房】

関係指標

指標名	前回値	最新値
広報啓発、青少年の非行・被害防止対策リモート講演会・座談会等の開催広報啓発に係る委託の実施	2回 (令和7年度)	2回 (令和8年度)

(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

V 犯罪等から子ども・若者を守る取組

【警察庁における周知広報】

防犯教室や非行防止教室等の様々な機会やSNS等の広報媒体を活用し、青少年が犯罪に加担してしまうことがないよう具体的な情報発信を行った。

令和7年7月から、「こども若者★いけんぱらす」を活用し、有職・無職少年に向けた非行・犯罪被害防止の啓発方策について意見聴取を行った。【警察庁】

【文部科学省における学校等への周知広報】

令和6年12月に事務連絡「青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について（依頼）」を发出し、教育委員会、学校等に対し、闇バイトに関する注意喚起等を行った。さらに、警察庁や個人情報保護委員会と連携して啓発資料を学校等に周知するとともに、海外への渡航に関する注意喚起についてホームページやSNSで周知を行った。【文部科学省】

【総務省における周知広報】

「インターネットトラブル事例集」及びリテラシー向上のための青少年向け教材に「闇バイト」に関する事例を掲載。

また、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」（違法情報ガイドライン）において、募集を行う者の氏名や業務内容等の明示がない労働者の募集投稿は職業安定法に違反することを明示し、SNS事業者による投稿の削除などの適切な対応を促進。【総務省】

【こども性暴力防止法】

令和8年12月末の施行に向けて令和7年4月、こども家庭庁に、有識者による「こども性暴力防止法施行準備検討会」を設置し、学識経験者（労働法制、児童心理、被害者支援等）、地方自治体・教育委員会、教育・保育事業者、労働者、保護者、若者の代表に構成員として参画いただくとともに、関係府省庁及び約50の関係団体にオブザーバーとしてオンライン参加いただき、7月10日には、中間とりまとめ素案を取りまとめた。

その後、こどもからの意見聴取や検討会における関係団体ヒアリング等を踏まえ、様々な関係者、こども・若者の意見を取り入れた上で、9月29日に検討会の中間とりまとめを公表した。

また、関係府省庁準備委員会においては、6月26日には、検討の方向性を確認し、政府としての予算等の方針を示す基本方針を取りまとめ、9月24日には、中間とりまとめ案及び令和8年度各府省概算要求の状況等の報告を行った。

同年12月には下位法令を制定・事業者マークを公表し、令和8年1月には制度の詳細な全体像を示したガイドラインを策定した。令和8年12月の施行に向け、制度の周知・広報を本格化させ、こどもに対する性暴力を決して許さない社会の実現に向けて社会全体の機運を醸成していく。【こども家庭庁】

(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

V 犯罪等からこども・若者を守る取組

【保育所等の安心・安全な環境の確保】

令和6年度の調査研究（保育所等における不適切な保育に関する調査研究）の調査結果及び改正児童福祉法（令和7年法律第29号）の内容を踏まえて令和7年8月にガイドラインを改訂し、事業・施設の対象拡大、各自治体における対応フローや連携の在り方等の追記及び、虐待の判断に関する内容（判断プロセスや指標整理等）の拡充を盛り込んだ。

また、虐待の状況等について都道府県による公表が義務化されたことを踏まえ、令和7年度の調査研究（保育所等における虐待に係る事案の分類・把握・検証等の把握の在り方に関する調査研究）を活用し、都道府県内で発生した虐待の状況等を公表する様式例を作成した。

令和8年度当初予算案では、都道府県等における虐待防止に係る専門人材の活用や、実務者会議の設置・開催、自治体職員の虐待対応の強化を図るための研修の実施などを支援する保育所等虐待防止対策支援事業（約463億円の内数）を計上した。【こども家庭庁】

【「こどもに対する暴力をなくす行動計画」の改定に向けた取組】

関係府省庁と連携し、各省庁の様々な取組の進展を踏まえ、市民社会の意見や、「こども若者★いけんぷらす」を活用したこども・若者からの意見を取り入れつつ、2030年までにこどもに対する暴力をなくすことをめざす「こどもに対する暴力をなくす行動計画」について、4年度ぶりの改定に向け計画の名称含め大幅な更新を行っているところ。【こども家庭庁、内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省】

関係指標

指標名	前回値	最新値
虐待・不適切な保育に係る相談窓口の設置数（自治体）	データなし	データなし （新規事業）

(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

VI こども政策DXの推進

【こども政策DXの推進】

令和7年6月末にこども政策DX推進チームを開催し、DXの推進に関する具体的な取組内容や工程表等を取りまとめた「こども政策DXの推進に向けた取組方針2025」を策定し、こども家庭庁HPにおいて周知した。同取組方針を踏まえて、引き続きこども政策DXを推進する。【こども家庭庁】

【母子保健DX、保育DX】

(母子保健DX)

母子保健情報等の情報連携基盤（以下「PMH」という。）を活用し、マイナンバーカードを健診の受診券として利用するとともに、マイナポータル等を活用して事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組等の先行実施に向けて、希望する地方公共団体で令和5年度から実証事業を開始、令和6年6月から先行実施を開始したところ（令和8年2月時点で11市町。うち1町は3月より実施予定）。引き続き、PMHの機能や導入する地方公共団体を順次拡大し、全国展開をしていくことにより、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の迅速な共有や業務効率化を進める。

あわせて、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、令和6年度に実施した「電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討会」の議論の取りまとめ結果を踏まえ、令和8年3月にガイドライン等を発出予定。

(保育DX)

保育業務施設管理プラットフォームの設計・開発事業者を決定し、システムを構築中（令和8年4月より全国展開予定）。更に機能改善のための改修を行うことにより、給付・監査業務の当該手続における自治体及び保育施設等の負担の軽減を図る。

保活情報連携基盤の設計・開発事業者を決定し、システムを構築中（令和8年4月より全国展開予定）。更に機能改善のための改修を行うことにより、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者及び保育施設等の負担の軽減を図る。

令和7年度の保育ICTラボ事業により、保育施設向けのICT導入に関するショーケース化（令和7年12月末時点で24施設）、伴走支援（令和7年12月末時点で86施設）、園見学会（令和7年12月末時点で18施設）、施設間等のネットワークを構築するための連絡会議（計3回）、先進事例の全国普及啓発及び自治体等のネットワークを形成するためのシンポジウムを実施。令和8年度は、保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤と連携して導入効果を最大化を図る取組等を優先して採択する等、他事業との連携や成果の横展開を強化予定。

保育現場における保育ICTの活用を推進するため、「保育ICT推進加算」（仮称）を創設し、施設・事業所内にICT活用を推進する責任者を置いた上で、業務で幅広くICTを活用している施設を対象に、ICT活用に係る費用を加算。【こども家庭庁】

関係指標

指標名	前回値	最新値
保育業務施設管理プラットフォームの満足度	データなし	データなし （新規事業）
保活情報連携基盤利用者の保活に関する満足度	データなし	データなし （新規事業）
保活情報連携基盤の参加施設における施設見学予約のオンライン申請率	データなし	データなし （新規事業）

(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

VI こども政策DXの推進

VII EBPMの強化

【こどもデータ連携】

令和7年は実証事業の継続とともに、先行自治体の調査等を行い、事例集を作成し、令和8年3月に展開する。令和8年度は「こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究」を計上しており、着実に横展開していくために、こどもデータ連携システムの共通基盤を国が整備するための在り方や要件定義の検討を進める予定。【こども家庭庁】

【こども家庭庁におけるEBPMの推進】

こども施策の重点領域に関しては、令和8年度概算要求時に、大綱別紙2中の指標等のうち、客観的で定量的なデータを活用した目標・指標を設定し、公表したところ、来年度予算の決定時においても目標・指標の設定を行う。同時に、令和7年度の行政事業レビューにおいて、施策の効果検証の精緻化を図るため、EBPMの考え方を踏まえた目標・指標を設定。予算編成過程において、EBPMシートを作成し、定量的なデータを活用した検証を行うなどEBPMを確実に実行し、目的追求型の政策形成を推進。こうした取組を確実に行うよう、EBPMに係る体制を拡充するとともに、庁内に対する専門性のあるアドバイザリー機能を導入し、適宜相談・助言を行いロジックモデルの改善に寄与したところ、今後、庁内外との研究や体制整備のさらなる拡充を図る方針。【こども家庭庁】

【少子化対策】

令和7年2月に取りまとめた少子化対策KPIも必要に応じて見直しつつ、効果的な施策の実施に向けて取り組んでいく。諸外国の出生率・出生数に関する要因・対策について、本年度委託事業を実施している。また、地域少子化対策重点推進交付金を活用した地域の少子化対策事例集もまとめた。【こども家庭庁】

※加速化プランにおける具体的な施策の実施状況及び関係指標は、「こどもまんなか実行計画2025」及び、参考資料52ページ～65ページの「経済・財政新生計画進捗管理・点検・評価表 2025」を参照

【審議会における検証評価】

こども大綱に記載のとおり、次年度のこどもまんなか実行計画の策定に向け、こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等の検証・評価を行っている。また、こども大綱に基づく施策の実施状況の検証・評価を行う基本政策部会は、令和7年9月に第17回、11月に第18回、令和8年2月に第19回を実施し、こどもまんなか実行計画2025のフォローアップ及び策定した施策の検証・評価を行う予定。【こども家庭庁】

(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

VIII 広報・情報発信の強化

【効率的・効果的な広報・情報発信】

各種施策について、必要な方々に必要な情報をタイムリーに届けるため、あらゆる広報手段による広報・情報発信を効率的・効果的に実施できるよう検討・強化している。

例えば、公式X、Instagram、Facebook、YouTube、note、こども向けホームページを含む公式ウェブサイト等のオウンドメディアによる発信を強化するほか、トレインチャンネル等の電車内動画配信を実施し、各種メディアとのタイアップを検討するなど、SNS内外の各種チャンネルを積極活用している。

また、誤解に基づく情報の拡大を防ぐための施策として、

- ・公式noteを開設し、文字数の制約なくファクトを伝えることを主眼とした情報発信チャンネルを構築（令和8年1月現在、58件の記事を投稿済）
- ・ターゲット層（若年層～中高年層向け、若者・子育て世帯等）に応じた広報施策として、インフルエンサー等を活用しながら各種コンテンツ制作やタイアップを検討中。

【こども家庭庁】

関係指標

指標名	前回値	最新値
こども家庭庁公式Xフォロワー数	約29,000人 (令和6年度末)	約31,500人 (令和8年1月末)
こども家庭庁公式Instagramフォロワー数	約11,200人 (令和6年度末)	約17,200人 (令和8年1月末)
こども家庭庁公式note投稿数及びフォロワー数	4件/約200人 (令和6年度末)	58件/約600人 (令和8年1月末)

「こどもまんなか実行計画2026」の策定に向けて

「こどもまんなか実行計画2026」の原案作成に向けた方針（案）

「こどもまんなか実行計画2026」の原案の作成に当たっては、こどもや若者のウェルビーイングの実現を第一として、主に、下記の要素を考慮しながら、いくつかの柱を立てつつ、少子化・デジタル化・国際化・ライフスタイルの多様化等社会構造の変化などにも配慮しながら、これまでの基本政策部会等の意見も参考に、各府省庁における重点的なこども施策を取りまとめてはどうか。

- ◎切れ目のない健やかな育ちの環境の提供・教育等の推進（切れ目ない保健・医療の確保、多様な遊びや体験、質の高い幼児教育・保育の推進、居場所づくり等を含む）
- ◎貧困、ひとり親家庭、虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど様々な困難に直面するこども・若者、子育て家庭支援への推進
- ◎障害児・医療的ケア児等の特性に応じたインクルージョンの推進、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
- ◎結婚・出産・子育ての希望を叶える少子化対策の推進
- ◎若い世代の生きづらさを解消し、それぞれの選択を応援する、若者政策の推進
- ◎「こどもとともに成長する企業」等をはじめとした民間企業との連携、官民連携の取組の推進
- ◎いまを生きるこどもの安心・安全の確保、こどもの権利擁護
- ◎こどもの意見反映・社会参画、こども政策の基盤となる取組の推進

成育局におけるこども政策の検討の切り口（案）

【社会構造の変化】

- ①少子化、核家族化、担い手の減少、人口減少地域・過疎地域への対応／都市と地方の格差是正
- ②物価高・賃上げ対応
- ③加速化するデジタル技術の発展・普及への対応
- ④外国籍や要支援のこども・保護者の増加への対応
- ⑤働き方やライフスタイルなど価値観の多様化、ニーズの細分化

【上記を踏まえ、新規施策を立てる際や既存施策をブラッシュアップする際の観点の例】

- ⑥こどものウェルビーイング（経済面だけでなく、メンタル面も）
- ⑦こどもの安心・安全の確保（ハード面に加え、ソフト面も）
- ⑧インクルージョンの推進
- ⑨教育や雇用の環境変化等に伴う若者への対応
- ⑩共働き共育ての推進を踏まえた働き方と育児の両立支援など（父親参画促進）
- ⑪提供体制（量）のみならず提供内容（質）の確保と人的面・財政面を踏まえた持続可能性確保
- ⑫価値観・制度・選択肢・知識理念の共有・ムーブメント創出
- ⑬細分化された施策をこども・利用者目線から再構築、施策間の連携

【分野・機関横断的切り口】

- ⑭分野横断的な取組の推進（局内、庁内、省庁間）
- ⑮民間企業・団体の力の活用
- ⑯自治体との連携強化
- ⑰事業、自治体業務の省力化、簡素化

第19回 基本政策部会（令和8年2月20日）における成育局関係の主な御意見①

※第19回基本政策部会議事録をもとに、事務局作成

議題3 こどもまんなか実行計画2026の原案作成に向けた方針等について

<指標関係>

- ・ロジック重視のEBPMだけでは不足しており、長期的に追跡をする調査研究が必要なところ、調査研究機関がこども家庭庁にはない。
- ・中長期的な視点での研究が必要ではないか。
- ・データをモニタリングする部局が必要。ロジック中心のEBPMは限界があるという意見に賛同。科学的根拠に基づく施策につなげるべき。
- ・SNSにおける個々の投稿に対する反応を分析することにより、各施策について当事者の評価が聴けるのではないか。
- ・こどものウェルビーイング・少子化の観点から、労働時間に対する定量的研究をしてほしい。親の労働時間が長いと結婚したいと思わない、労働時間は結婚難、少子化を招く。労働の効率化による労働時間の短縮は経済対策に対しても矛盾するところではない。
- ・ウェルビーイングの関連指標は重要なベンチマークになるもので、ある種の網羅性が必要。身体的、精神的の部分、もっと他の省庁の調査が活かさないか。

<こどものウェルビーイング>

- ・将来親になるこども世代のウェルビーイングが改善しないで、こどもの数は増えない。
- ・こども、若者のウェルビーイングが成長過程を通じて高く維持されることがこども政策の全てに通底して重要。相対的に低いのが社会的、精神的ウェルビーイングである。解像度を上げて、こどもの幸せをとらえていくために、調査研究が大事。
- ・ウェルビーイングが大事というが、こども達にこの言葉が伝わるか疑問がある、こどもにわかりやすい言い換えがあったら教えてほしい。

第19回 基本政策部会（令和8年2月20日）における成育局関係の主な御意見②

※第19回基本政策部会議事録をもとに、事務局作成

<こどもの安全・安心>

- ・男子の自殺数も増えているが、女子の自殺数が10年間で3倍と急増している。スマホの保有率との関連性など、国が調査をしないといけないのではないか。また、SNSのアルゴリズムが自己肯定感を低下させており、その効果は特に女性に強くでるという研究も多くある。
- ・社会インフラとなりつつあるSNSの使い方を民間に任せにしてよいのか。
- ・SNSでの負の影響が、こどもを孤独に追い込み死に至らしめるという点に危機感を持っている。
- ・AIに関する記述が無い。中高生、親に相談する前に、どう親に話せばいいか、AIに話すという状況がある。SOSを他の人が見ることができない状況で、どう対応できるか議論してほしい。
- ・AIについて、積極的活用すべき側面と規制をすべき側面がある。
- ・スマートフォンを買い与えていなくとも、友達やきょうだいが持っていて、それを見て欲しがってしまう。家庭の事情やいろいろな考え方はあると思うが、一定政策的な介入が必要になってくるのではないか。

<広報・周知>

- ・一般的にはショート動画は1万を超えると、波及力があると言われている。ポジティブな情報をこども家庭庁から発信してほしい、閲覧数は2,500ではなく1万回を目指してほしい。
- ・若者委員にインフルエンサーとして広報をしていただいてはいかがか。
- ・「子育て罰」という言葉にこ家庭庁はどう向き合うか、どう向き合っているか発信してほしい。

第19回 基本政策部会（令和8年2月20日）における成育局関係の主な御意見③

※第19回基本政策部会議事録をもとに、事務局作成

<その他>

- ・ 保育園は4月入園を前提にしていることが課題、もっと早く復帰したくても、途中入園の枠が埋まっている状況にある。女性の社会復帰を高める観点で、育休の取得率だけでなく実態を検証、評価してほしい。
- ・ 保護者自体も若者であり、こども達が幸せになるには、保護者が子育てのプロになる必要。保護者への研修の機会という視点が抜けている。
- ・ 生成AⅠの影響を受けるのは初めて労働市場に入る若年層であり、初心者向けの仕事が生成AⅠにより無くなる。生成AⅠ時代のキャリア教育も検討しておく必要。
- ・ 日本では政治的問題になってしまうが、プレコンは大事であるが、前提に段階的教育が必須。性教育が行われていないのに、生むこと、結婚することを前提とした話を学校で強制的に聞かされている。
- ・ 若者が自分の望む移動を可能にする権利の保障してほしい。金銭的な問題で自転車でいける範囲で高校を選ぶなど、機会が失われる。
- ・ 少子化対策は手当や給付金が多い。やめた時のデメリットがメリットより大きいときもある、減税という手法も考えた方がいい。
- ・ **2026**方針の柱として、困難に直面する子どもと困難に直面する子育て家庭はわけるべき。こども抱える課題は、家庭との関連があるが、家庭支援でまとめると埋もれてしまう。
- ・ 今ある相談機関や学校には中々相談できない子を見ると、独立した機関を作ってほしい。
- ・ 様々な生き辛さがある中で、今が生き辛いのに、こどもを生みたい人にはサポートがあって、今の自分にはないという不満もある。
- ・ **2026**年の計画を考えるタイミングで、**2027**年に出す報告から逆算して考えるのが大事。
- ・ 家族だけではなくて、地域や社会全体で育てられるようにしていくことが大事。